

○糸満市個人情報保護条例

平成15年1月6日
条例第2号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第6条—第11条)
- 第3章 自己情報の開示請求権等(第12条—第31条)
- 第4章 不服申立て(第32条・第33条)
- 第5章 糸満市個人情報保護審査会(第34条—第41条)
- 第6章 受託者等の義務(第42条—第44条)
- 第7章 雜則(第45条—第48条)
- 第8章 罰則(第49条—第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報が基本的人権の保障及び個人の尊重の理念から最大限に保護されるべきものとの認識に立ち、市の機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、もって市民の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長をいう。
- (3) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。
- (4) 電子計算組織 定められた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の収集、保管、利用及び提供(以下「個人情報の収集等」という。)をするに当たっては、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に基づいて収集するとき、又は糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 他の実施機関から第8条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難

にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

- 4 実施機関は、前項第5号から第7号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、適当と認めたときは、この限りでない。
(登録簿の作成及び閲覧)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の主な収集先
- (7) 個人情報の主な提供先
- (8) 通信回線による電子計算組織の結合の有無
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する人事、給与及び福利厚生に関する個人情報取扱事務その他糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、実施機関が定める個人情報取扱事務については、適用しない。

- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものへ提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外利用し、又は外部提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- 3 実施機関は、個人情報を外部提供するときは、個人情報の保護を図るため必要な条件を付さなければならない。

- 4 実施機関は、個人情報の目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。

(電子計算機の結合による外部提供の制限)

第9条 実施機関は、法令に定めがある場合又は糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計算機の結合により個人情報を外部提供してはならない。

- 2 実施機関は、通信回線により個人情報を提供した場合において、漏えい、目的外利用等の事実が明らかであるとき、又は事故、災害、その他の事由により、その保護措置が適正に実施されず、基本的人権の侵害のおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、その他の通信回線の相手先及び個人情報の提供先から報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 3 実施機関は、前項の報告又は調査の結果に基づき、糸満市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、通信回線による電子計算機の結合を切断する等個人情報の保護に関し、必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに糸満市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(正確性及び安全性の確保)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報の正確性を確保するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他個人情報の安全性を確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第11条 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

第3章 自己情報の開示請求権等

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該開示請求に係る個人情報を保有する実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるもの

(2) 開示請求の対象となった個人情報に開示請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(3) 開示請求の対象となった個人情報に法人等に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する個人情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、相談、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(6) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(7) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程において実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、市又は国等の事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(8) 取締り、監督、立入検査、許可、認可、交渉、渉外、争訟その他の市又は国等の機関が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の目的が損なわれ、又は当該事務若しくは将来の同種の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、これらを容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる個人情報に係る部分を除いて開示しなければならない。

(開示請求に対する措置)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 前条各項の決定は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

ただし、第13条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(理由付記)

第18条 実施機関は、第16条各項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 前項の場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

(開示の実施等)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示する旨の決定をしたときは、遅滞なく、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、文書又は図画(以下「文書等」という。)については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)については閲覧、写しの交付その他市長が規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 3 第13条第3項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求及び開示の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第13条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第17条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示の方法等は、実施機関が別に定めるところによるものとする。

(訂正請求権)

第21条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第22条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正を求める箇所
- (3) 訂正を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第23条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨及び訂正の内容を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正しないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の決定がなされるまでの間、訂正請求に係る個人情報の目的外利用等を停止するよう努めなければならない。

(訂正決定等の期限)

第24条 前条第1項又は第2項の決定は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第22条第3項において準用する第13条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(削除請求権)

第25条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己情報が第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたと認めるときは、実施機関に対し、その削除を請求することができ

きる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準用する。

(削除請求の手続)

第26条 削除請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 削除請求をする者の氏名及び住所

(2) 削除を求める箇所

(3) 削除を求める理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求に対する措置等)

第27条 第23条及び第24条の規定は、削除請求に対する措置等について準用する。

(中止請求権)

第28条 何人も、実施機関が第8条第1項の規定に違反して自己情報の目的外利用等(当該行為をしようとしている場合を含む。以下同じ。)をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求(以下「中止請求」という。)について準用する。

(中止請求の手続)

第29条 中止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 中止請求をする者の氏名及び住所

(2) 中止を求める個人情報

(3) 中止を求める理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、中止請求について準用する。

(中止請求に対する措置等)

第30条 第23条第1項及び第2項並びに第24条の規定は、中止請求に対する措置等について準用する。

2 実施機関は、前項の規定により準用される第23条第1項又は第2項の決定がなされるまでの間、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、当該一時停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生ずる場合は、この限りでない。

(費用負担等)

第31条 開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求に係る手数料は、無料とする。

2 第19条第2項の規定による写しの交付を受ける者は、市長が規則で定めるところにより当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 不服申立て

(審査会への諮問)

第32条 第16条各項又は第23条第1項若しくは第2項(第27条又は第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する決定(以下「開示決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、糸満市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定、削除請求に係る個人情報を削除する決定及び中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止する決定を除く。)を取り消し、又は変更して、当該不服申立てに係る個人情報を全部開示し、訂正し、若しくは削除し、又は当該個人情報の目的外利用等を中止することとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第33条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者及び中止請求をした者(これらの者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

第5章 糸満市個人情報保護審査会

(設置及び組織)

第34条 第32条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、糸満市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、又は意見を述べることができる。

- 3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることがある。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

- 第35条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る文書等に記録されている個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めるここと、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第36条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

- 第37条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

- 第38条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- (調査審議手続の非公開)

- 第39条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の写しの送付等)

- 第40条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(規則への委任)

- 第41条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 受託者等の義務

(受託者の義務)

- 第42条 実施機関の所掌する事務の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した事務の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 受託者及び当該事務処理に従事する者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その事務の委託が終了した後も、同様とする。

(出資法人の義務)

- 第43条 市が出資する法人は、この条例に規定する個人情報の収集等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いについて、実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。
- (事業者に対する指導等)

- 第44条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするため必要な限度において、当該事業者に対し、関係資料の提出、質問その他の調査について協力を要請することができる。

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。

- 3 市長は、事業者が第1項の資料の提出等の要請を拒んだとき、又は前項の指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に弁明の機会を与えるとともに

に、糸満市個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

第7章 雜則

(他の制度との調整)

第45条 この条例は、個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止(以下「閲覧等」という。)の手続が別に定められている場合は適用しない。

2 前項に定めるもののほか、図書館、公民館その他これらに類する市の施設において現に市民の利用に供する目的をもって収集し、整理又は保存している図書、図画等に記録されている個人情報の閲覧等については適用しない。

(運用状況の公表)

第46条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第47条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第42条第1項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 第34条第7項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第2項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則(平成16年12月20日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7章の次に1章を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。